

百済の地方制度と日本

浅野啓介

1. はじめに
2. 二点の百済木簡
3. 百済の年齢区分制
4. 百済の田制・税制
5. 百済の制度と日本令との比較
6. おわりに

要旨 百済木簡のうち、扶余宮南池出土木簡と羅州伏岩里遺跡出土木簡の二点を検討した。二点の木簡の検討から、年齢区分、戸籍の記述、税制における免除規定、麦の栽培規定などについて、百済の制度があることを推定した。またそれらの百済の規定が、丁よりも若い年齢区分である中口や小口が丁に含まれていない点、戸籍に土地の記載があると考えられる点、その年の作物の豊凶によって税を段階的に免除する点、麦を耕作する田種が規定されている点などで、中国唐の規定と類似していると考えられる。また、それらの規定が日本の規定とは異なっていることも述べた。つまり、日本では年齢区分の少にあたる人々が丁に含まれている点、戸籍に土地に関する記述があまり見られない点、作物の豊作不作の報告が律令で規定されていない点、麦田の規定がない点などである。7世紀後半における百済と日本の関係は極めて密接であると考えられているが、それよりも百済と日本がそれぞれ個別に中国の律令法の継受を行っていることがより鮮明になったと思われる。

キーワード 百済 日本 唐令 伏岩里 宮南池 年齢区分 戸籍 税制 麦

1. はじめに

百済と日本の制度に関しては、7世紀を中心に多くの百済人が日本に来日したことにより、大きな関わりがあることはいろいろなところで指摘されている¹。また、百済と中国との関係では、井上秀雄氏が、5世紀後半から6世紀前半にかけて、祭祀制・服制について中国風の制度を採用したことを明らかにしている²。ただ、これまで百済の地方制度自体の性格を示す具体的史料がほとんどなかったため、その推測には限界があった。しかし近年韓国で木簡の出土が相次ぎ、新羅・百済の地方制度が少しずつ明らかになる可能性が出てきた。したがって本稿では木簡の内容とそこから推測できる百済の地方制度について検討する。その際に、百済の地方制度のもとになったと考えられる中国の律令（特に、時代は後のものになってしまうが、全体像が明らかになっている唐令）を参考にして考えたい。その後、百済と日本の制度の若干の比較を行うことにする。

2. 二点の百済木簡

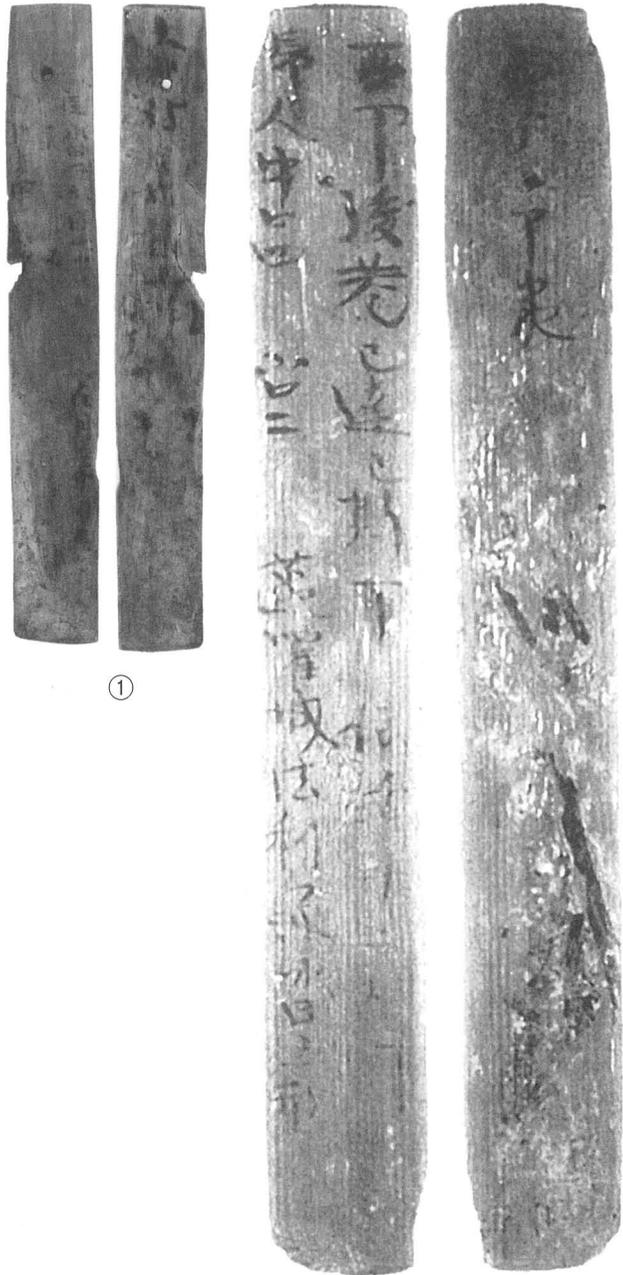
まず検討したいのは羅州伏岩里遺跡出土木簡である。この遺跡は伏岩里古墳群のすぐそばにある遺跡で、製鉄に関する遺構がすでに見つかっている。木簡は、長さ6m、深さ4.8mの土坑から6世紀後半の泗沘時代の遺物とともに出土した。本遺跡出土の木簡5の積文を第1図に掲げた³。

この木簡は、大祀村の弥首山の家かあるいは戸（以下、便宜上戸と呼ぶことにする）の人数と田畠の面積を記したものである。表の弥首山は唐などでいう戸主にあたるのだろう。そして、その戸の人数は「丁一」・「中口一」・「□□一」・「□丁一」などを足した4人程度と考えられる。その中には中口1人も含まれていた。さらに牛の数も記録されている。裏にはその戸の管理する田・水田の面積、及びそこから収穫された量が記されている。

続いて扶餘宮南池出土木簡⁴を検討する。この木簡は木造貯水槽から40cm離れた、水路の護岸から、百済時代の蓆・土器片・糸巻と考えられる木製品などとともに出土した。積文を第1図に掲げた。

この木簡は、西部後巷所属の丁2人と婦人6人らが管理する水田が邁羅城法利源に5形存在すると書かれたものであると考えられる。婦人は婦属もしくは婦化人と考えられている。裏面の意味ははっきりとは分かっていない。邁羅城の比定地は忠清南道保寧が有力であり⁵、扶餘からは30km弱離れている。しかし、首都に居住する人々の田が離れたところに存在することは、唐令でも規定されていて⁶、ありうることと思われる。

どちらの木簡にも1桁の人数と田の面積が記されている。また、これらの木簡は上部に孔が開けられており、まだ見つかっていないが同種の木簡がそれぞれの遺跡に存在した



宮南池出土木簡

西ア後巷已達已斯丁 依舌□丁

婦人 中口四 小口二 邁羅城法利源水田五形

西□○ア夷

伏岩里遺跡出土木簡

大祀 村主弥首山 □丁一 中口一

涇水田二形得七十二石 在月三十日者
 ◎ 畠一形得六十二石
 得耕麦田一形半

①

②

350・45・10 011

185・27・6 011

第1図 羅州伏岩里遺跡出土木簡・扶餘宮南池出土木簡(2:5)

可能性が高い。また尹善泰氏が指摘しているように、1つの戸の人数が1桁で、田のことが記載されている点で唐や新羅の戸籍と類似している⁷。このように考えると、百済の戸籍に書かれている内容としては、戸主の名前、戸の人数、年齢区分、彼らが管理する田地の区画数（場合によっては収穫高）が挙げられ、唐の戸籍と記載内容が類似している。

3. 百済の年齢区分制

先にかかげた2つの百済木簡には「丁一・中口一・□□一・□丁一」や「中口四・小口二」という記載があった。これらの記載によって百済には丁・中・小の年齢区分があることが明らかである。また、中口・小口とあることから中・小の年齢区分にあたる人々は丁ではないことが分かる。これは次に挙げる唐戸令（武徳令・開元七年令）の規定（『唐令拾遺』復原戸令八甲）と同様である。

諸男女始生為_レ黄、四歳為_レ小、十六為_レ中、二十一為_レ丁、六十為_レ老。

これによると、唐では男女は生まれてからは黄で、4歳になると小となり、16歳になると中、21歳になると丁、そして60歳になると老となる。ただし百済の場合、それぞれの年齢区分が何歳から何歳までなのかは、木簡を見ただけでは不明である。そこで、参考となる史料として『三国史記』にみえる年齢区分を以下に掲げる。

発_二漢水東北諸部落人年十五歳以上_一修_二營慰礼城_一。

（卷二三 百済本紀 始祖温祚王四一年二月）

発_二国内人年十五歳已上_一設_二関防_一自_二青木嶺_一北距_二八坤城_一西至_二於海_一。

（卷二五 百済本紀 辰斯王二年春）

徴_二東北二部人年十五已上_一築_二沙口城_一使_二兵官佐平解丘監役_一。

（卷二五 百済本紀 腆支王一三年七月）

徴_二比部人年十五歳已上_一築_二沙峴・耳山二城_一。

（卷二六 百済本紀 東城王一二年（四九〇）秋七月）

王幸_二漢城_一命_二佐平因友・達率沙鳥等_一發_二漢北州郡民年十五歳已上_一築_二雙峴城_一。

（卷二六 百済本紀 武寧王二三年（五二三）春二月）

このように、年齢が記載されるのはすべて15才である。しかし、城を築かせるなどの造営にかりだす時には年齢が出てこないのが普通だと思われる。例えば卷二六でいえば、

修_二葺大豆山城_一移_二漢北民戸_一。

（文周王二年（476）春二月）

重修_二宮室_一。

（文周王三年（477）春二月）

重修_二宮室_一築_二牛頭城_一。

（東城王八年（486）七月）

築_二沙井城_一以_二扞率毗陁_一鎮之。

（東城王二十年（498）七月）

設_二柵於炭峴_一以備_二新羅_一。

（東城王二三年（501）七月）

築_レ加林城_レ以_レ衛士佐平苗加_レ鎮之。(同年八月)

立_レ二柵於高木城南_レ又築_レ長嶺城_レ以備_レ鞞鞫_レ。(武寧王七年(507)五月)

修_レ葺熊津城_レ立_レ沙井柵_レ。(聖王四年(526)十月)

とあるように年齢を記さない造営記事の方が多い。これは普段は15才までは使役しないことを意味していると考えられる。すると普段は丁のみの使役で、場合によって中口まで使役していたのではなかろうか。

ここで、中国唐の年齢区分と税負担の関係について簡単に触れておきたい。唐では税を負担する年齢については、「男年二十以下」は不課とされ租・調・歳役は賦課されなかった⁸。ただし、雑徭は天宝3載(744)以前では16才以上に賦課された⁹。唐における雑徭は民に各自在貫の地方における土木事業、或は行幸出使等臨時の事件に際して必要となる労力を提供させるもの、すなわち労働奉仕の地方的なものであった¹⁰。

このようにみえてくると、百済の丁と中口の関係が唐の不課や雑徭の不課年齢と類似していることがわかる。つまり、百済では15才以上が中口で、唐でいう雑徭のみが賦課され、丁になって雑徭以外の諸税が賦課されていたと考えられる。年齢区分については唐と百済は密接な関係があることが分かる。

4. 百済の田制・税制

百済の田制・税制の一端を明らかにするために、ここでは先述した伏岩里遺跡出土木簡の裏面の意味を考えていきたい。涇水田2形の収穫が72石、畠1形の収穫が62石で、得耕麦田の面積が1形半と記されている。「在月三十日者」の意味は現在のところ不明である。水田と畠については収穫量が記されている。これに対して得耕麦田の収穫量だけ記されていないのは、麦が収穫前だったからだと考えられる。例えば『唐令拾遺』復旧唐令34条には、

諸職分陸田、限_レ三月三十日_レ、稻田限_レ四月三十日_レ、以前上者並入_レ後人_レ。以後上者、入_レ前人_レ。其麦田以_レ九月三十日_レ為_レ限。(後略)

とあり、職に付随する田について、陸田では3月30日、稻田では4月30日以前にその職が解かれて都に戻ったならば、その田の収穫は後に就任した人のものになると記されているが、麦田についてはその期限が9月30日となっており、唐では毎年この時季以前に麦の栽培が始まっていたことが分かる。従って、この木簡の作成された季節は一年のうちでも秋以降であろう。ちなみに、『三国史記』卷二百百済本紀東城王二三年(501)三月条には「降_レ霜害_レ麦。」とあり、当時の百済で麦が栽培されていたことが知られる。また得耕麦田とは、戸が管理している田のうちの麦を植えて耕すことができた田のことであろう。

次に、税制について考えたい。『周書』卷四九異域上百済には百済の租税について

賦税以_レ布絹絲麻及米等_レ。量_レ歲豊儉_レ差等輸之。

とあり、毎年の豊作不作をはかったうえで差を付けて税を收取していた。豊儉は『大漢和辞典』などによると「ゆたかなこととつづまやかなこと」という意味が載せられているが、『旧唐書』卷四十三職官志屯田郎中に「凡当_レ屯之中、地有_レ良薄_レ、歳有_レ豊儉_レ、各定為_レ三等_レ。」とあるようにその年の作柄を示すこともあり、百濟伝の豊儉も同様に豊作不作のことを示す。豊儉に関しては天聖賦役令宋令4条に

諸州豊儉及損免、並毎年附遞申。

とあり、これが参考にされて唐令でも「諸州豊儉及損免、並毎年申_レ省。」と復原されている¹¹。関連史料として挙げられている『慶元條法事類』卷第四職制門一上事奏事の田令には宋令として

諸州豊熟災傷転運司約_レ分数_レ奏聞。其未_レ収_レ成_レ監司・知州不_レ許_レ預奏_レ豊熟_レ。

という規定があった。州県の豊作凶作や災害について、損害分の割合を計算して奏聞せよ。収穫前なのに監司・知州が前もって豊作凶作を奏聞してはいけない、という内容である。これらの中国史料と該当木簡を総合して考えてみると、百濟では、各戸の収穫量を記載した木簡が地方官司に進上され、それが地方官司でまとめられ、これを元に中央で税額の決定がなされる、という過程が想定できる。

また、天聖賦役令不行唐令八条に

諸田有_レ水旱蟲霜不熟之処_レ、抛_レ見營之田_レ、州県檢_レ実、具_レ帳申_レ省。十分損四以上、免_レ租。損六、免_レ租調。損七以上、課役俱免。若桑麻損尽者、各免_レ調。其已役已輸者、聽_レ折_レ来年_レ。経_レ兩年_レ後、不_レ在_レ折限_レ。其応_レ損免_レ者、通_レ計麦田_レ為_レ分数_レ。¹²

とあり、税を免ずる時は田と麦田の分の両方の損を合計して計算すると規定されている。おそらく百濟でも同様なことが行われ、水田や畠、麦田をあわせた免除をしていた可能性がある。

5. 百濟の制度と日本令との比較

百濟の制度が日本令にどのような影響を与えたかについてはかねてから議論があったが、最後にこの議論について考えていきたい。まず、日本の年齢区分の継受過程についての従来の説をみると、例えば吉田孝氏は、正倉院蔵の新羅国民政文書断簡にみえる丁中制が晋制に近似しているとする虎尾俊哉氏の指摘¹³を踏まえて、

(日本の律令が) 課口の範囲を、正丁だけでなく、正丁・老丁(次丁)・少丁の三者としたのは、隋唐の丁中制(唐令拾遺、戸令八)よりも、むしろ晋の戸調式(「男女、年十六已上至_レ六十_レ為_レ正丁_レ。十五已下至_レ十三_レ、六十一已上至_レ六十五_レ為_レ次丁_レ。十二已下・六十六

已上為_レ老小_一、不_レ事」(晋書二六)に近い。晋の制度は南朝に継承されたので、あるいは朝鮮を媒介とした南朝の制の影響があるかも知れない¹⁴。

と述べているように、朝鮮半島と日本の関係が想定されている。また、この記述を受けて井上光貞氏は「おそらく、わが国が中国文明をうけいれる窓としての役割を果たしていた百済は南朝との交流が密であったが、百済からのいわゆる帰化人を用いて経営された屯倉などでは、南朝の戸調制の影響を受けた税制がおこなわれていたのであり、大化の詔は、これをその新税制の一部に位置づけたのではなからうか」¹⁵と推測し、7世紀中頃における百済と日本の法制度での継受関係を推測している。

しかし、本論で検討した木簡の内容からは、年齢区分、特に小・中が丁に含まれるか含まれないかということについて、百済では小・中が丁に含まれておらず、唐と類似していたことがわかる。これに対して日本では『続日本紀』養老元年(717)五月丙辰条に「少丁」と記されていることから分かるように、少は丁として認識されていた。百済と日本はこの点で異なっている。

次に戸籍についてであるが、戸籍に保有している土地についての記載がある点についていうと、百済は唐と類似していて、戸籍に土地についての記載があると考えられる。これに対して日本の古代戸籍の多くは土地に関する記載がない。

そして税制については、百済と唐が毎年豊作不作を調べ、それを上級官司に報告するという規定があったと考えられるのに対し、日本ではそれに対応する条文が削除されている。さらに田制では、唐令に存在し、百済にも存在すると思われる麦田についての規定が日本では削除されている。

以上のように、百済の制度は唐と類似した点が多く見られるのに対し、日本の制度と類似している点あまり見られない。

6. おわりに

2つの百済木簡を検討して、百済の地方制度に関わる規定を抽出した。百済には年齢区分、豊作不作の報告、麦の栽培に関する規定が存在し、これらが戸籍の記載内容と合わせて、唐令と類似していることを指摘した。また、その百済の規定は日本令とは異なった内容を持つことも指摘した。7世紀後半における日本の官制が百済の影響を受けて成立したことはすでに論じられているが¹⁶、それとは別に、百済と日本がそれぞれ中国と関係を持ち、律令の継受を行っていることが、より鮮明になったと思われる。今後も朝鮮半島と中国、日本の制度の関連に注視していきたいと考える。

註

- 1 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」『律令』日本思想大系3 岩波書店、1976年。鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、1978年。
- 2 井上秀雄「百済の律令体制への変遷－祭祀志・色服志を通じて－」唐代史研究会編『律令制－中国朝鮮の法と国家』汲古書院、1986年、p. 158。
- 3 金聖範「羅州 伏岩里 木簡의 判讀과 釋讀」『木簡과 文字』第5号、한국목간학회、2010年。
- 4 国立扶余文化財研究所『宮南池発掘調査報告書』学術研究叢書第21輯、1999年、p. 78。釈文は国立扶余博物館『百済木簡』2008年、pp. 8・9によった。
- 5 国立扶余博物館『百済木簡』（前掲註4）、p. 9。
- 6 天聖田令不行唐令二二条「諸給_レ口分田_一、務從_レ便近_一、不得_レ隔越_一。若因_レ州県改隸_一、地入_レ他境_一、及犬牙相接者、聽_レ依_レ旧受_一。其城居之人、本県無_レ田者、聽_レ隔県受_一。」同二五条「（前略）其退田戸内、有_レ合_レ進受_一者、雖_レ不課役_一、先聽_レ自取_一、有_レ餘収授。郷有_レ餘、授_レ比郷_一。縣有_レ餘、申_レ州給_レ比縣_一。州有_レ餘、附_レ帳申_レ省、量給_レ比近之州_一。」『天一閣蔵 明鈔本天聖令校證』下、中華書局、2006年、p.387。
- 7 尹善泰「木簡からみた百済泗沘都城の内と外」（朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』アジア地域文化学叢書、雄山閣、2007年、p.101）では、これらの木簡を百済戸籍から抜粋したものと見ている。
- 8 『唐令拾遺補』復原戸令七（開元二五年令）。
- 9 濱口重國「唐に於ける雑徭の開始年齢」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966年（初出1935年）、p. 566。
- 10 濱口重國「唐に於ける両税法以前の徭役労働」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、1966年（初出1933年）、p.518。
- 11 『天一閣蔵 明鈔本天聖令校證』下（前掲註6）、pp. 390・463。
- 12 『天一閣蔵 明鈔本天聖令校證』下（前掲註6）、p. 392。
- 13 虎尾俊哉「ミヤケの土地制度に関する一試論」『日本古代土地法史論』吉川弘文館、1981年（初出1974年）。
- 14 吉田 孝「補注（8戸令）6 三歳以下条の沿革」『律令』日本思想大系3 岩波書店、1976年、p. 551。
- 15 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲註1）、p. 749。
- 16 鬼頭清明「日本の律令官制の成立と百済の官制」（前掲註1）。

挿図出典

- 第1図 1 国立羅州文化財研究所『羅州伏岩里遺跡出土木簡』リーフレット、木簡5。
- 2 国立扶余文化財研究所『宮南池発掘調査報告書』学術研究叢書第21輯、1999年、p. 265。

付 記 2010年10月28・29日に韓国の羅州で行われた、国立羅州文化財研究所開所5周年記念国際学術大会において、平川南氏が「日本古代の地方木簡と羅州木簡」という題で講演された。その中で、本稿で取り上げた羅州伏岩里遺跡出土木簡に触れ、本木簡が稲と麦の二毛作を示す初めての史料である、と位置づけられた。同じ土地で稲と麦を耕作していたかどうかはさらなる議論が必要であると思うが、ここに付記しておきたい。

백제의 지방制度和 일본

淺野啓介 (아사노 케이스케)

요 지 백제木簡 중 扶余 宮南池出土木簡과 羅州 伏岩里遺跡出土木簡 2점을 검토하였다. 이 2점의 木簡을 검토함에 따라 年齡區分, 戶籍의 기술, 稅制에 관한 免除規定, 麥의 재배규정 등에 대하여 백제의 制度가 어느 정도 추정되었다. 또한 이러한 백제의 규정이 丁보다 젊은 연령구분인 中口나 小口가 丁에 포함되지 않는 점, 戶籍에 토지의 기재가 있다고 생각되는 점, 그 해 작물의 풍흉에 따라 세를 단계적으로 면제하는 점, 麥을 경작하는 밭의 종류가 규정되었다는 점 등에서 중국 당의 규정과 매우 유사하다고 생각되었다. 또한 그러한 규정이 일본의 규정과 다른 점도 기술하였다. 즉, 일본에서는 연령구분에서 적은 나이의 사람들이 丁에 포함되는 점, 戶籍에 토지에 관한 기술이 보이지 않는 점, 작물의 豐作과 不作의 보고가 律令에 규정되지 않은 점, 麥 밭의 규정이 없는 점 등이다. 7세기 후반에 있어서 백제와 일본의 관계는 매우 밀접하게 이루어졌다고 생각되지만, 백제와 일본이 개별적으로 중국의 律令法의 계승하였다는 사실이 더 선명해졌다고 생각된다.

주제어 : 백제 일본 唐令 伏岩里 宮南池 연령구분 戶籍 稅制 麥

Local Administrative Systems in Baekje and Japan

Asano Keisuke

Abstract: Among *mokkan* (wooden documents) of Baekje, two examples recovered from the Gunnamji site in Buyeo and the Bogam-ri site in Naju were examined. From an analysis of these two items, it was inferred that Baekje had systems for age classes and the contents of household registers, and regulations such as for exemption from taxation and for the cultivation of wheat. Moreover, these Baekje rules are thought to be similar to those of Tang China, based on the exclusion from the age class *tei* (丁) of younger categories (中口 and 小口), the presumed notation of land in the household registers, the exemption from tax by degrees based on harvest conditions for that year, and the specification of the types of fields to be used for cultivating wheat. Differences between these rules and those of Japan are also noted. Namely, in the Japanese age system the category *shō*(少) is subsumed under the age class of *tei*, notations of land are not often seen in household registers, there were no regulations in the *ritsuryō* system for reporting on harvest conditions, nor regarding fields planted in wheat, and so forth. While relations between Baekje and Japan are thought to have been very close in the latter half of the seventh century, it nevertheless seems very clear that Baekje and Japan were adopting *ritsuryō* codes from China independently from each other.

Keywords: Baekje, Japan, Chinese administrative system, Gunnamji site, Bogam-ri site, age class system, household registers, taxation, wheat